

一九五四年四月十日 週二回発行(火、金曜日)
水三種郵便物認可

公報

水五十六号
一九五七年
七月十二日

目次	ページ
建築安全規則(水五一号)	1
戸籍法施行規則の一部を改正する規則(水五二号)	12
毒物及び劇物指定規則(水五三号)	15
毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する規則(水五四号)	16
保安林の指定事項中訂正する件(水一一三号)	16
医療機関を指定する件(水一一四号)	16
無線局の免許を与えた件(水一一五号)	17
無線局の名称を変更した件(水一一六号)	17
豚コレラ、丹毒、予防注射を実施する件	17

目次	ページ
裁判所	17
公告	17
登記公告(宮古、八重山各登記所)	17

規則

規則第五十一号

建築基準法(一九五二年立法水六十五号)水二十六条の二及び水三十九条水二項に基き、建築安全規則を次のように定める。

一九五七年七月十二日

行政主席 当間 重剛

建築安全規則

第一章 総則

第一節 目的

第一条 建築基準法(以下「法」という。)水三十六条の二による建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限及び水三十九条水二項による建築物の敷地と道路との関係についての制限の附加は、この規則の定める

ところによる。

水二節 敷地及び道路

(か) 敷地の建築制限

第二条 幅員がそれぞれ六メートル以下の道路が交わるかど敷地にあつては、敷地のすみと頂点とする長さ二メートルの底辺をもつ、二等辺三角形の部分若しくはこの部分に突き出して建築物を建築し又は交通上支障のある擁壁の類を築造してはならない。ただし、道路にすみ切がある場合若しくは敷地のすみ角が百二十度以上の場合または道路が法水三十八条水一項水五号の規定により築造したものである場合は、この限りでない。

(敷地の形態)

第三条 建築敷地が路地状部分によつて道路に接する場合には、その敷地の路地状部分の幅員は、次の各号に掲げる限度以上としなければならない。ただし、建築物の配置、用途及び構造により保安上支障がない場合は、この制限を緩和することができる。

- 一 敷地の路地状部分の長さが十メートルまでのときは、二メートル
- 二 敷地の路地状部分の長さが二十メートルまでのときは、三メートル
- 三 敷地の路地状部分の長さが二十メートルをこえるときは、五メートル
- 四 建築物の延べ面積(同一敷地内

に二棟以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計)が二百平方メートル以上のときは、水一号の二メートルを三メートル水二号の三メートルを四メートルと読みかえる。

2 特殊建築物については、前項の規定にかかわらず水二章に定めるところによる。

(大規模建築物の敷地と道路との関係)

第四条 延べ面積(同一敷地内に二棟以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計)が一平方メートルをこえる建築物の敷地は、道路に長さ六メートル以上接しなければならない。

(長屋の出入口と道路との関係)

第五条 長屋の各戸の主要な出入口は、道路に面しなければならない。ただし、二戸建て幅員二メートル以上の敷地内の道路に面したもの又は主要構造部が耐火構造であり、かつ、土地及び周囲の状況により保安上支障がないものは、この限りでない。

水三節 掛け

(が) 掛け

第六条 この条にいうがけ高とは、がけ下端を過ぎる二分の一こう配の斜線をこえる部分について、がけ下端よりその最高部までの高さをいう。

2 高さ二メートルをこえるがけの下端からの水平距離ががけ高の二倍以上のところは建築物を建築し、又は

建築敷地を造成する場合は、がけの斜面のこう配又は擁壁の構造は、次の各号によらなければならない。ただし、がけ下においてがけ下端からの水平距離が二十メートルをこえる場合はこの限りでない。

一 斜面のこう配は三十度以下としなければならない。ただし、堅固な地盤を切つて斜面とするもの又は特殊な構法によるもので保安上支障がない場合はこの限りでない。

二 高さ二メートルをこえる擁壁の構造は、建築基準法施行規則（以下「規則」という。）才百三十条各号の規定によるのほか、土の摩擦係数が三十度以下（土質が堅固で支障がない場合は、四十五度以下）であつて、基礎と地盤との摩擦係数が、〇、三以下（土質が良好で支障がない場合は、〇、五以下）の場合にも安全でなければならない。

3 前項のがけ上の建築敷地には、適当な排水設備を設けなければならない。

才四節 防災構造

第七条 居室を三階に設ける場合

（居室を三階に設ける場合）
以上三階に居室を設ける建築物は、その主要構造部を木造としてはならない。

第八条 木造の長屋の形態及び戸数

（木造の長屋の形態及び戸数）
木造の長屋は、六戸建以下で、

かつ、階数は、二以下でなければならない。ただし、重層長屋とするものは、八戸建とすることができる。

2 前項の長屋の各戸は、その外壁が二面以上外気に面しなければならない。

（木造の長屋の内壁等）

第九条 木造の長屋で重層長屋とするものは、階下の各戸の内壁、天井及び階段裏を防火構造とし、又は不燃材料、木毛セメント板その他これらに類似するものでおおい、若しくは防火塗料で塗装しなければならない。

（防火壁の位置）

第十条 建築物の平面がカギ形をなす部分に防火壁を設ける場合は、防火壁のそでのせん端を通りカギ形の内側の外壁に挟まれた直線の長さが次に掲げる限度以内になるような位置に防火壁を設けてはならない。

一 その建築物が一階建の場合は六メートル

二 その建築物が二階建以上の場合は十メートル

2 段状に高さの差がある建築物で、その低い部分に防火壁を設ける場合は、高い部分から段の高さの最大の差以上の水平距離を保たなければならない。

3 外壁及び軒裏が防火構造で、かつ、開口部に防火上支障がない場合は、前二項の制限を緩和することができる。

第二章 特殊建築物

才一節 通 則

（この章にいう特殊建築物）

第十一条 この章で特殊建築物とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 学校
- 二 病院、診療所
- 三 共同住宅、寄宿舎
- 四 ホテル、旅館、下宿
- 五 百貨店、マーケット、市場
- 六 劇場、映画館、観覧場、演劇場
- 七 公会堂、集會場
- 八 遊技場、舞踏場、キャバレー
- 九 公衆浴場
- 十 倉庫業を営む倉庫
- 十一 自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が十五平方メートル以下で、かつ、小型自動車格納するものを除く。）自動車充電所、自動車修理場
- 十二 工場（作業場の床面積が五十平方メートル以下のものを除く。）

（敷地の形態）

第十二条 特殊建築物は、路地状部分だけで道路に接する敷地に建築してはならない。ただし、保安上支障がない場合は前条才八号、才十号及び才十二号に掲げる建築物で、その敷地の路地状部分の幅員が四メートル以上、かつ、その長さが二十メートル以下の場合には、この限りでない。

（屋外階段の構造）

第十三条 特殊建築物の屋外に設ける階段は、木造としてはならない。ただし、物干し、物見塔その他これらに類するものに専用の階段は、この限りでない。

（防火区画）

第十四条 建築物の一部が、この章の規定によつて耐火構造としなければならない場合には、その部分とその他の部分とを耐火構造の床壁及び甲種防火戸で区画しなければならない。

2 建築物の一部が、この章の規定によつて延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない規模又は用途である場合は、その部分とその他の部分とを耐火構造又は両面を防火構造とした壁又は甲種防火戸若しくは、乙種防火戸で区画しなければならない。

3 建築物の一部をホテル、旅館、下宿又は診療所（患者十人以上の収容施設を有するもの。）の用途に供するもので、階数が二であり、かつ、それらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるものについては、その部分とその他の部分とを前項に掲げる壁又は防火戸で区画しなければならない。

（便所の制限の緩和）

第十五条 この章の規定によりくみ取り便所としてはならない用途の建築物で敷地の附近が次の各号にあてはまり、し尿浄化を設けることが環

境衛生上支障がある場合においては、便所を改良便所とすることができる。

一 下水道その他これらに類する排水施設が不完全の場合又はこれら施設の無い場合で、土地の状況及び地質により浸透式とすることが不適当なとき。

二 下水道その他これに類する排水施設の末端が飲料水に供する河川に放流される場合。

才二節 学 校

(四階以上に設ける教室の類の禁止)

第十六条 小学校、言学校、ろう学校養護学校及びこれらに類する各種学校にあつては、建築物の才四階以上に教室その他児童及び生徒を収容する室を設けてはならない。

(避難用建築物)

第十七条 前条の学校にあつては、児童及び生徒全員の避難用に供するため講堂、屋内体操場又は校舎の一部の主要構造部を耐火構造としなければならぬ。ただし、土地及び周囲の状況、建築物の規模及び構造により支障がない場合は、この制限を緩和することができる。

(出入口)

第十八条 教室その他児童又は生徒を収容する室には、廊下、広間の類又は屋外に面して二以上の出入口を設けなければならない。

(木造校舎と隣地境界線との距離)

第十九条 木造校舎の本屋と隣地境界

線との距離は、四メートル以上、校舎の附属家と隣地境界線との距離は、二メートル以上としなければならない。ただし、土地及び周囲の状況、建築物の配置及び規模により保安全支障がない場合は、この制限を緩和することができる。

才三節 共同住宅、寄宿舎

(準防火地域内の共同住宅又は寄宿舎の内壁等)

第二十条 準防火地域内にある木造の共同住宅又は寄宿舎で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるものは、その壁及び天井(天井のない場合は屋根)の室内に面する部分を防火構造とし、又は不燃材料、木毛セメント板その他これらに類するものでおおい、若しくは防火塗料で塗装しなければならない。

(耐火構造でない建築物の二階等に設ける共同住宅の禁止)

第二十一条 共同住宅でその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以上のものは、建築物の主要構造部が耐火構造でない工場、料理店、飲食店及び才十一条才五号から才十一号までの建築物の上階に設けてはならない。

2 共同住宅でその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以上のものは、高架工作物内に設けてはならない。

(出入口)

第二十二条 共同住宅の主要な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、土地及び周囲の状況、建築物の規模により保安全支障がない場合はこの限りでない。

(避難階に通ずる直通階段)

第二十三条 木造共同住宅の避難階以外の階で住戸または住室の数が六をこえる場合においては、その階から避難階に通ずる二以上の直通階段を設けなければならない。

(共同住宅の居室)

第二十四条 共同住宅の各住戸又は住室の居住の用に供する居室のうち一以上は、次の各号によらなければならない。

一 床面積は七平方メートル以上とする。

二 直接に道路又は幅員二メートル以上の空地(適当に道路又は公園若しくは広場の類に連絡するもの。)に面する窓を設けること。

三 外気若しくは廊下、広間の類に通ずる換気口又は換気装置を設けること。

(共同住宅の共同炊事場)

第二十五条 共同住宅で炊事場を共同とする場合は、共同する住戸又は住室各一につき一平方メートル以上の割合の床面積を有し、かつ、その床面積が六平方メートル以上の共同炊事場を各階に設けなければならない。ただし、共同住宅の種類、建築物の規模により防火及び衛生上支障

がない場合は、この制限を緩和することができる。

2 木造の共同住宅の共同炊事場は、その壁及び天井(天井のない場合は、屋根)の室内に面する部分並びに床を不燃材料で造り又はおおわなければならない。

3 前項の共同炊事場は、避難階に通ずる直通階段の直下に設けてはならない。

(木造共同住宅の住戸又は住室の炊事施設)

第二十六条 木造の共同住宅で住戸又は住室に各炊事の施設を設ける場合においては、その部分について前条才二項の規定を準用する。

(便所及び洗面所)

第二十七条 共同住宅で床面積が二十五平方メートル以上の住戸又は住室には、各便所及び洗面所を設けなければならない。ただし、衛生上支障がない場合は、この限りでない。

(共同便所)

第二十八条 共同住宅で便所を共同とする場合は、共用する住戸又は住室五つにつき一箇以上の割合で、大便秘器及び小便器を有する共同便所を設けなければならない。

(くみ取便所の禁止)

第二十九条 共同住宅又は寄宿舎でその用途に供する部分の床面積の合計が四百平方メートルをこえるもの便所は、くみ取便所としてはならない。

才四節 百貨店、マーケット、市場
(敷地と道路との関係)

第三十條 百貨店でその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上のものは、道路に二方面以上面しなければならぬ。ただし、敷地の外周の長さの三分の一以上が道路に接している場合は、この限りでない。

(出入口)

第三十一條 前条の百貨店の主要な出入口の前には、敷地内に開口が出入口の幅の二倍以上、かつ、奥行が五メートル以上の寄り付きその他空地の類を設けなければならない。

(吹抜け)

第三十二條 百貨店の売場の天井は、吹抜けとしてはならない。ただし、才一階の天井は、この限りでない。

(マーケット又は市場の防火構造)

第三十三條 木造のマーケット(屋内通路を有するもの。以下本節において同じ。)又は市場でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるものは、その壁及び天井(天井のない場合は、屋根)の室内に面する部分を防火構造とし、又は不燃材料、木毛セメント板その他これらに類するものでおおい、若しくは防火塗料で塗装しなければならぬ。

(マーケットの出入口、屋内通路の幅及び通路の幅員)

第三十四條 マーケットの用途に供す

る建築物の客用の出入口、屋内通路の幅員は、次の各号によらなければならない。

- 一 出入口は、懸垂上有効な位置に二以上設けて道路に面するか又は道路に通ずる敷地内の通路に面すること。
- 二 出入口及び屋内通路の幅は、三メートル以上とすること。
- 三 才一号の通路は、出入口の幅以上の幅員を有し、かつ、懸垂上有効に道路に通じていること。

(マーケットの共同便所)

第三十五條 マーケットは、その用途に供する部分の床面積五十平方メートル以内ごとに一以上の割合で、便所を有する共同便所を設けなければならない。

才五節 自動車の車庫、充電所

(敷地)

第三十六條 次の各号の一にあてはまる道路又は場所面に於ては、自動車の出入口を有する敷地に、自動車の車庫、充電所又は修理場を建築してはならない。

- 一 幅員六メートル未満の道路
- 二 道路の交差点若しくは曲りかどから五メートル以内の場所又は急坂
- 三 道路上に設ける安全地帯、横断歩道又は橋詰めから十メートル以内の道路

四 公園、小学校、幼稚園その他これらに類するものの出入口から二十メートル以内の道路

れらに類するものの出入口から二十メートル以内の道路

- 五 前各号の外、行政主官が交通上支障があると認めて指定した道路
- 2 自家用車を格納する車庫でその用途に供する部分の床面積の合計が二十五平方メートル以内のものは、前項才一号及び才二号によらないことができる。

(前面空地)

第三十七條 自動車の車庫、充電所又は修理場の出入口は、道路境界線から一メートル以上後退して設けなければならない。

(構造)

第三十八條 自動車の車庫又は修理場の用途に供する建築物は、主要構造部、内壁及び天井を耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。ただし、その用途に供する部分の床面積の合計が、百平方メートル以内のもので壁及び天井(天井のない場合は、屋根)の室内に面する部分を防火構造としたものは、この限りでない。

(直上に階のある場合又は避難階以外の階に設ける場合の構造)

第三十九條 自動車の車庫又は修理場の用途に供する建築物で、次の各号の一にあてはまる場合は、その主要構造部を耐火構造としなければならない。

- 一 直上に二以上の階があるもの。
- 二 直上階の床面積が百平方メートル

ルをこえるもの。

三 建築物の避難階以外の階に設けるもの。

(二)設備

第四十條 自動車の車庫又は修理場の構造設備は、次の各号によらなければならない。

- 一 床及び地こうは、耐火材料をもつて構成し、汚水排除の設備を設けること。
- 二 床が地盤面下にある場合には、二方面以上の外気に通ずる適当な換気口又はこれに代る設備を設けること。
- 三 傾斜路の縦断面こう配は、六分の一をこえないこと。
- 四 外壁の窓又は出入口で延焼のおそれのある部分にあるものは、甲種防火戸又は乙種防火戸(規則才九十八条才二項才六号に掲げるものを除く。以下この条に限り、同じ。)を設けること。ただし、木造建築物で外壁を防火構造としなくてもよい建築物の場合及び公園、広場等の空地又は防火上有効な構造物に面する建築物の場合には、この限りでない。
- 五 建築物の才三階以上の階又は地盤面から十メートル以上の箇所に設ける場合は、これらに連絡する階段を設け、又はこれに代る設備を設けること。
- 六 才四号により防火戸を設ける場合を除き、車庫又は修理場で開口

<p>部を屏の類を設ける場合は、甲種防火戸又は乙種防火戸若しくは不燃材料で構成されたものをもちいれること。</p> <p>第四十一条 建築物の一部に自動車、車庫又は修理場を設ける場合は、前三条によるの外、次の各号によらなければならない。</p> <p>一 才十四条の規定の適用をうけない場合は、車庫又は修理場とその他の部分との境界に設ける出入口、開口部には、前条才四号に準じて防火戸を設けること。</p> <p>二 車庫若しくは修理場の床及び天井又は車庫若しくは修理場以外の部分に通ずる開口を設けないこと。ただし、特殊の用途に供するもので、やむをえない場合は、この限りでない。</p> <p>三 車庫又は修理場以外の部分のため設ける避難用出入口は、車庫又は修理場内に設けないこと。</p> <p>(緩和又は免除)</p> <p>第四十二条 商品である自動車又は燃料を使用しない自動車を格納する車庫については前四条の制限を緩和又は免除することができる。</p> <p>才六節 ホテル、旅館、下宿</p> <p>(耐火構造)</p> <p>第四十三条 ホテル又は旅館の用途に供する部分が次の各号の一にあてはまる建築物は、主要構造部を耐火構造としなければならない。ただし、</p>	<p>延べ面積が五十平方メートル以内の平家建の附属建築物で外壁及び軒裏を防火構造としたものは、この限りでない。</p> <p>一 建築物の二階をホテル又は旅館の用途に供するもので、それらの用途に供する部分の床面積の合計が四百平方メートルをこえるもの。</p> <p>二 建築物の三階以上の階をホテル又は旅館の用途に供するもの。</p> <p>2 ホテル又は旅館で、その一部を下宿の用途に供するものは、その部分をホテル又は旅館とみなし前項の規定を適用する。</p> <p>(防火構造)</p> <p>第四十四条 法才二十一条の市街地の区域内にある木造建築物のうち、ホテル、旅館又は下宿の用途に供するもので、階数が二であり、かつ、それらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分は、防火構造としなければならない。</p> <p>(下宿の宿泊室の床面積)</p> <p>第四十五条 下宿の宿泊室は、才二十四条各号の規定によらなければならない。ただし、附室は、この限りでない。</p> <p>(避難階に通ずる直通階段)</p> <p>第四十六条 ホテル、旅館又は下宿の用途に供する建築物で、避難階以外の各階の居室の床面積の合計が各百</p>	<p>平方メートルをこえる場合においては、その各階から避難階に通ずる二以上の直通階段を設けなければならない。</p> <p>2 主要構造部が耐火構造であるか又は不燃材料で造られているものについては、前項の規定の適用については、「各百平方メートル」とあるのは、「各二百平方メートル」と読み替えるものとする。</p> <p>3 才一項の直通階段は、次の各号にあてはまるものでなければならぬ。</p> <p>一 けあげは二十センチメートル以下、踏みづらは、二十四センチメートル以上であること。</p> <p>二 階段及び踊場の幅は、百二十センチメートル以上であること。</p> <p>4 才一項及び才二項の規定は、開口部のない耐火構造の壁で区画されているか、又は離れて設けられている場合においては、その区画された部分又は離れて設けられた部分のそれぞれについて適用する。</p> <p>(廊下の幅)</p> <p>第四十七条 ホテル、旅館又は下宿の用途に供する建築物で、居室の床面積の合計が百平方メートルをこえる場合における廊下の幅は、百二十センチメートル以上としなければならない。ただし、二以下の居室(附室を除きその床面積の合計が三十平方メートル以内のもの。)浴室、便所又は納戸の類に専用の廊下の幅は、</p>	<p>百十五センチメートル以上とすることができ。</p> <p>(くみ取便所の禁止)</p> <p>第四十八条 ホテル、旅館又は下宿の用途に供する建築物でこれらの用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に二以上の棟となつていては、その用途に供する部分の床面積のすべての合計)が二百平方メートルをこえるものの便所は、くみ取便所としてはならない。</p> <p>2 ホテル、旅館又は下宿の便所がくみ取便所であるときは、炊事場又は配せん室に近接して設けてはならない。</p> <p>3 ホテル、旅館又は下宿の便所は、大便器及び小便器の数を客室(附室を除く。)五につき一個以上としなければならない。</p> <p>第七章 公衆浴場</p> <p>(屋根)</p> <p>第四十九条 公衆浴場の屋根は、不燃材料で造り又はふかなければならない。</p> <p>(主要構造部)</p> <p>第五十条 建築物の二階以上の階を公衆浴場の浴室の用途に供する場合には、建築物の主要構造部を耐火構造としなければならない。</p> <p>2 地階に浴室を設けるときは、その直上階の床を耐火構造としなければならない。</p> <p>(火たき場)</p> <p>第五十一条 公衆浴場の火たき場は、</p>
--	---	---	---

次の各号によらなければならない。

- 一 天井、耐火構造に準ずる構造とし、その高さは、床上二・一メートル以上とすること。
- 二 壁及び床は、耐火構造とすること。
- 三 窓及び出入口には、甲種防火戸を備えること。

(燃料小出し場及び灰捨場)

第五十二条 公衆浴場の燃料小出し場は火たき場内に、灰捨場は火たき場内又はこれに接続して設け、その構造はコンクリート造、れん瓦造、石造又はこれらに類する構造としなければならない。

(燃料置場)

第五十三条 公衆浴場の燃料置場は、その周壁を耐火構造とするか又はその内外を防火構造とし、開口部には、防火戸を設けなければならない。

(煙突)

第五十四条 公衆浴場の煙突は、その高さを地盤面上二十三メートル以上としなければならない。ただし、土地及び周囲の状況により支障がない場合は、この制限を緩和することができる。

才八節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場

(敷地と道路との関係)

第五十五条 劇場、映画館、演芸場、観覧場(以下本節において「興行場」という。)公会堂及び集会場の敷地

は、その外周の長さの五分の一以上を次表になす道路に接しなければならない。

- 客席床面積の合計(単位平方メートル)
- 百五十以下の場合
- 二百以下の場合
- 三百以下の場合
- 六百以下の場合
- 千二百以下の場合
- 千二百をこえる場合

- 2 前項の道路に接するほか、他の幅員四メートル以上の道路又は公園若しくは広場の類に避難上有効に接する場合においては、前項の道路に接する割合を六分の一以上とすることができる。
- 3 興行場、公会堂及び集会場(以下本節において「興行場」という。)の主要出入口は、才一項の道路に面しなければならない。

(地下建築物に設ける興行場等の地下道との関係及び直通階段)

第五十六条 興行場等で地下建築物(才三章の地下建築物をいう。以下本節において同じ。)に設けるものについては、その用途に供する地下の戸(才三章の地下の戸をいう。以下本節において同じ。)を敷地、地下道(才三章の地下道をいう。以下本節において同じ。)を道路とそれそれみなして前条の規定を適用する。かつ、この場合においては、客に専用の直通階段を一以上設けなければならない。

らない。

道路幅員(単位メートル)

- 四 以上
- 五・四 以上
- 六 以上
- 八 以上
- 十一 以上
- 十五 以上

- 2 客に専用の直通階段を二以上設けて、その幅を才六十一条才一項才四号の規定による割合で計算した数値以上とした場合においては、前項の規定によらないことができる。
- 3 前二項の直通階段は、避難上有効に地上の道路又は公園若しくは広場の類に通ずるものとしなければならない。

(地下建築物に設ける興行場等の直通階段までの歩行距離)

第五十七条 前条の場合において、才九十二条の規定の適用については、「歩行距離は、三十メートル以下」とあるは、「歩行距離は二十メートル以下」と読み替えるものとする。ただし、客席以外の部分については、この限りでない。

(前面及び側面空地)

第五十八条 興行場等は、その前面及び主要客席側面にそつて空地を設けなければならない。ただし、壁面線のある場合で、かつ、安全上及び衛生上支障がないときは、その部分については、この限りでない。

ついで、この限りでない。

- 2 前項の空地幅員は、客席の床面積の合計三百平方メートル以下のものは一・五メートル以上とし、三百平方メートルをこえるものは六十平方メートル以内を増すごとに十五センチメートルを加算しなければならない。ただし、主要構造部分が耐火構造で避難上、防火土支障がない場合は、側面空地を片側のみとすることができる。
- 3 主要客席の側面の空地は、前項の幅員以上を有する空地又は、道により前条の道路または、側面空地以上の幅員を有する道路に通じていなければならない。
- 4 主要客席の側面が道路に接するとき、これを空地とみなし才二項の幅員に算入することができる。
- 5 主要構造部を耐火構造としたもので、才一項の前面空地に代る寄り付き(柱又は壁の類を有しないもの)を設けたものにあつては、同項を適用しないことができる。
- 6 前項の寄り付きは、その興行の幅を才二項に準じて算出し、かつ、その高さを四・五メートル以上としなければならない。

(地下建築物に設ける興行場等の前面広間)

第五十九条 興行場等で地下建築物に設けるものについては、前条の規定を適用しない。ただし、その用途に供する地下の戸の出入口又は非常口

が地下道に面している場合においては、前条才一項及び才二項の規定による前面空地に準ずる広間を設けなければならない。

2 前項の広間と地下道との間は、吹き抜けとしなければならない。
(空地の共用)

第六十条 主要客席の側面の空地が次の各号にあてはまる場合は、隣接する興行場等でこれを共用することができる。

一 隣接する興行等で各の客席床面積の合計の和の十分の七を客席床面積の合計とみなして、才五十八

客席床面積の合計(単位平方メートル)
二百以下で主要構造部が耐火構造でない場合
四百五十以下で主要構造部が耐火構造の場合
四百五十をこえ九百以下の場合
九百をこえる場合

二 出入口は、才五十五条の規定による道路、非常口は、才五十八条の規定による空地に面すること。

三 出入口及び非常口の幅は一・五メートル以上とすること。

四 出入口及び非常口の幅の合計並びに直通階段の幅の合計は、次によること。

ア 主要構造部が耐火構造の場合、これを使用する客席床面積十平方メートルにつき十七センチメートル以上とすること。

イ 主要構造部が耐火構造でない場合は、これを使用する客席床

才二項により算出した幅員以上を有するとき。

二 隣接する興行場等のうち、客席床面積の合計の大なるものについて、才五十八条才二項により算出した幅員以上を有するとき。

(出入口、非常口、直通階段及び廊下)

第六十一条 興行場等の建築物の外側の出入口、非常口並びに直通階段及び廊下で客用のものは、次の各号によらなければならない。

一 出入口及び非常口は、次表により設けること。

出入口数	非常口数
一以上	二以上
一以上	一以上
一以上	二以上
一以上	三以上

面積十平方メートルにつき二十センチメートル以上とすること。

五 出入口の幅の合計は、前号の幅の合計の二分の一以上とすること。

六 避難階に通ずる直通階段は、各階に二ヶ所以上設け、才四号の幅の合計の二分の一以上を出入口附近に通じさせること。

七 客席床面積百五十平方メートルをこえる各階においては、客席部分の両側及び後方に互いに連絡する廊下を設け、客席部分に通ずる

出入口を設けること。ただし、建築物が耐火構造であり、かつ、その階の客席床面積三百平方メートル以下の避難階及び避難上支障がない場合は、この制限を緩和することができる。

八 客用廊下の幅は、これを使用する客席床面積の合計が三百平方メートル以下の場合には、一・二メートル以上とし、客席床面積の合計が三百平方メートルをこえる場合は、六十平方メートル以内を増すとに十センチメートルを加えること。

2 客席の出入口及び非常口については、前条才三号及び才四号の規定によらなければならない。

3 興行場等で地下建築物に設けるものについては、才一項才八号の規定の適用については、「一・三メートル」とあるのは「一・八メートル」と読み替えるものとする。
(廊下、通路のこう配)

第六十二条 興行場等の客用の廊下又は通路に高低のある場合は、次の各号によらなければならない。

一 そのこう配を十分の一以下とすること。ただし、客席の通路で長さ三メートル以下のときは、すべりどめをつけた八分の一以下のこう配とすることができる。

二 段を設けないこと。ただし、客席の段床を縦断する通路では、踏みづら二十五センチメートル以上、

上げ二十五センチメートル以下の段とすることができる。

(客席の段床)

第六十三条 客席に段床を設ける場合は、床幅八十センチメートル以上、各段の高さは五十センチメートル以下としなければならない。

2 前項の段床を縦断する通路で高さ三メートルをこえる場合は、高さ三メートル以下ごとにすい道又は横断通路を設け、これを廊下又は階段に通じさせること。

(客席の構造)

第六十四条 客席の構造は、次の各号によらなければならない。

一 いす席

ア 一人の占用の幅は、四十二センチメートル以上とすること。

イ 各いす背の間隔は八十センチメートル以上とすること。

ウ いすは床に固定すること。ただし、ボックス又はこれらに類するものは、この限りでない。

エ 各いす背の間隔が九十センチメートル未満の場合は、横列八席以下ごとに、九十センチメートル以上のものは、横列十二席以下ごとに、両側に縦通路を設けること。ただし、各いす背の間隔が九十センチメートル未満のもので、横列四席以下の場合及び九十センチメートル以上のもので横列六席以下の場合は、片側とすることができる。

オ 縦通路の幅は、これを使用する客席が両側にあるときは、八十センチメートル以上(主階客席床面積九百平方メートルをこえるものは、その主階のものに限り九十五センチメートル以上)とし、客席が片側の場合は、六十センチメートル以上一メートル以下とすること。
 カ 縦通路を設けその幅は、一メートル以上とすること。
 キ 縦通路及び横通路は、客席の出入口に直通させること。ただし、花道、その他構造上やむをえないもので、保安上支障がない場合は、この限りでない。
 ニ すわり席
 ア 一人の占有面積は、〇・三平方メートル以上とすること。
 イ ます席の場合は、一ます定員を六人以上とすること。
 ウ 横列は、二ます以下ごとに、幅四十センチメートル以上の通路を設けること。
 エ 大入場には、三メートル以内ごとに幅三五センチメートル以上の縦通路を設け、その高さは、床面積より十センチメートル以上とすること。
 三 立ち席
 ア 一人の占有面積は、〇・二平方メートル以上とすること。
 イ 立見席の奥行は、二・四メー

トル以下、待見席の奥行は、一・五メートル以下とすること。
 ・五メートル以下とすること。
 ウ 幅一・二メートル以上の廊下を後方に設け、立ち席と廊下との間には間壁を設け、適当な位置に出入口を設けること。
 (喫煙所の設置)
 第六十五条 適当な位置に喫煙所を設け、その床面積の合計は、客席床面積の合計の三十分の一以上としなければならない。
 (便所)
 客席床面積の合計(単位平方メートル)
 三百以下
 三百をこえ六百以下の部分
 六百をこえ九百以下の部分
 九百をこえる部分
 三 くりみ便所としないこと。
 四 客席室に出入口を有する便所は、前室を設けること。
 五 小便所は、一人の専用の幅を六十センチメートル以上とすること。
 (電灯設備)
 第六十七条 客の使用する場所の電灯設備は次の各号によらなければならない。
 一 充分なる照度を有する電灯を設けること。
 二 客席、廊下、通路、階段、出入口、非常口及び空地には、他の電源による補助灯火を設けること。
 三 前二号の電灯の開閉器は、管理事務所内に設けること。

第六十六条 客用の便所は、次の各号によらなければならない。
 一 男女用を区別すること。
 二 便所の総数は、各階ごとに次表の割合で設け、かつ、男子用と女子用は、ほぼ同数とし、男子用便器五以内ごとに男子用大便器一を設けること。ただし、興行場等の種類、規模又は用途によりこの割合及び男子用と女子用の比率をかえることができる。
 客席床面積に対する便器の数
 十五平方メートルごとに 一
 二十平方メートルごとに 一
 三十平方メートルごとに 一
 六十平方メートルごとに 一
 四 客席には、演技又は映写中でも〇・二ルクス以上の照度を有する灯火の設備をすること。
 (機械換気設備)
 第六十八条 機械換気設備は、才一種換気設備(給気機並びに排気機を有するもの。才二種換気設備(適当な排気口並びに給気機を有するもの。及び才三種換気設備(適当な給気口並びに排気機を有するもの。))にわたる。
 (客席の換気設備)
 第六十九条 客席には、次の各号による機械換気設備をしなければならない。
 一 客席床面積の合計が四百平方メートルをこえ又は客席を地下に有する興行場等にあつては、才一種換気設備
 二 客席を一階以上に有しその床面積の合計が百五十平方メートルをこえ四百平方メートル以下の興行場にあつては、才一種換気設備又は才二種換気設備
 三 客席を一階以上に有しその床面積の合計が百五十平方メートル以下の興行場等にあつては、才一種又は才二種のいずれかの換気設備
 (換気設備の併用の禁止)
 第七十条 客席の換気設備は、次の各号の換気設備を併用してはならない。
 一 映写室
 二 ちゆう房、配せん室の排気設備
 三 興行場等に関係のない用途の室
 (換気量)
 第七十一条 才六十七条の機械換気設備は、客席床面積一平方メートルごとに毎時七十五立方メートル以上の新鮮な外気を供給するものでなければならない。ただし、温湿度調整装置を有するときは、これを三分の一まで軽減することができる。
 (給気口及び排気口)
 第七十二条 給気口及び排気口は、室内空気の分布を均等にし、かつ、局部的通気を感じさせないように配置されなければならない。
 (外気取入口)
 第七十三条 才七十一条の外気の取入

口は、地上三メートル以上に設けなければならない。

2 前項の規定によつても附近の空気が衛生上不適当と認められるときは、ろ過又は洗じようしなければならない。

3 ろ過又は洗じようの設備を有し衛生上支障がない場合は、オ一項の高さはこれを低減することができる。

(風道)

第七十四條 換気通風は、不燃性の構造とし防火上必要な位置には防火ダンパーを設けなければならない。

(換気機械室)

第七十五條 原動機、送風機その他の換気設備は、天井高二メートル以上の室内に設け、かつ、周壁と機械間の距離は、五十センチメートル以上としなければならない。ただし、一馬力以下のものは、この限りでない。

(客席と舞台部との隔壁)

第七十六條 客席床面積の合計が二百平方メートルをこえる興行場は、舞台部(花道を除く。)と客席部との境界を耐火構造の額縁をもつて区画し、これを屋根裏に達せしめその開口部には、防火戸又は防火上有効な設備を設けなければならない。

2 客席床面積の合計が九百平方メートルをこえるものについては、前項の開口部には、自動甲種防火戸を設け、その舞台の上部には、自動開放装置をした排気口を設けなければならない。

3 映画館、観覧場が防火上支障がないものについては、前二項の規定を適用しない。

(舞台部の各室区画)

第七十七條 劇場、演芸場又は映画館(舞台部のないものを除く。)の舞台部においては、舞台と他の各室とを耐火構造若しくは防火構造とした隔壁又は不燃材料、木毛セメント板その他これらに類するものでおおい若しくは防火塗料で塗装した隔壁をもつて区画しなければならない。

(舞台部の各室等の避難)

第七十八條 舞台部の各室又は出演者等の控室は、これを幅一メートル以上の通路、廊下、出入口又は階段により通路その他の安全な場所に通せしめなければならない。

(事務室の位置)

第七十九條 興行場等の管理人事務室は、主要出入口附近に設けなければならない。

(映写室及び技師室)

第八十條 映写室の構造設備は、次の各号によらなければならない。

一 壁体及び床を耐火構造とし、天井は、これに準ずる構造とする。

二 開口は、内法二メートル以上、奥行は、内法三メートル以上とし、天井の高さは二・一メートル以上とすること。ただし、映写機二台以上を使用するものは、一台を加えるごとに開口一メートルを

増加すること。

三 出入口は、幅六十センチメートル以上、高さ一・七五メートル以上とすること。

四 出入口には、外開き自動甲種防火戸を、その他の開口には、自動防火戸を設けること。

五 換気装置を設けること。

2 映写室に接近して、床面積四平方メートル以上の映写技師室を設けなければならない。

(出入口、階段、廊下、通路及び便所の共用)

第八十一條 建築物の一部に設ける興行場等の出入口、階段、廊下、通路及び便所は、他の用途の状況により安全上、衛生上支障がない場合には、他の用途にかかるものと共用することができる。

(主階が一階にない興行場等)

第八十二條 主階が一階以外にある興行場等は、この節の前各条(オ五十八条を除く。)によるほか、次の各号によらなければならない。

一 客席の側面又は後方に廊下がなない場合は、オ四十七条オ二項の幅員を有する空堀り又は露台(外気に開放する附室を含む。以下同じ。)を設けること。ただし、安全上、衛生上支障がない場合は、緩和することができる。

二 空堀り又は露台の床面は、客席の床面と同じ高さとする。

三 屋内より空堀り又は露台に通ず

る出入口には、外開き防火戸を設けること。

四 避難階に通ずる階段のうち、二個以上を規則オ百十一条に定める避難階段とし、かつ、その幅の合計は、オ六十一条オ四号に定める最低の幅の合計の二分の一以上とすること。

五 空堀り又は露台には、階段又は傾斜路を一個以上設け、これを、道路等安全な場所に通じさせること。

六 地下に設ける場合は、客席の床面を地盤面下六メートル以内とする。

七 主階を五階以上に設ける場合は、避難用に供することができる屋上広場を設けること。

(地下建築物に設ける興行場等の適用の除外)

第八十三條 地下建築物(地上階のある地階を除く。)に設ける興行場等については、安全上、衛生上支障がない場合は、前条オ一号からオ三号まで、オ五号及びオ六号の規定は適用しないことができる。

(演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の制限の緩和)

第八十四條 この節のうち構造設備に関する規定は、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の用途又は規模により保安上及び衛生上支障がない場合は、これを適用しないことができる。

才九節 其他の特殊建築物

(外壁の防火構造)

第八十五条 法才二十一条の市街地の区域内にある木造建築物のうち、市場、展覧会場、舞踏場、遊技場、診療所の用途に供するもので、階数が二であり、かつ、それらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれある部分は防火構造としなければならない。

(室内の防火構造)

第八十六条 準防火地域内にある木造建築物のうち、病院及び診療所の用途に供するもので、それらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるものは、その壁及び天井(天井のない場合は、屋根)の室内に面する部分を防火構造とし、又は不燃材料木毛セメント板その他これに類するものでおおい、若しくは防火塗料で塗装しなければならない。

2 法才二十一条の市街地の区域内にある診療所についても、前項の規定を適用する。

第三章 地下建築物

才一節 通 則

(この章における用語の定義)

第八十七条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地下建築物、店舗、事務所、自動車庫、倉庫、興行場その他の施設のある地下工作物(地上階のある建築物の地階を含み、地下そう又は洞道の類を除く)をいう。
- 二 地下の戸 地下建築物で一の用途又は使用上不可分の関係にある二以上の用途に供する一階の区画をいう。
- 三 地下道 地下建築物で各地下の戸の通行に共用する部分又は一般の通行の用に供する部分をいう。
- 四 地下道境界線 地下道の幅の境界線をいう。

第八十八条 地下建築物は、次の用途に供してはならない。ただし、地下建築物の管理上必要やむを得ないものは、この限りでない。

- 一 住宅、共同住宅、寄宿舎、ホテル、旅館、又は下宿その他これらに類する居住又は宿泊の用に供するもの
 - 二 学校、病院又は診療所(患者の収容施設のないものを除く。)その他これらに類するもの
 - 三 工場又は作業場(店舗に附属する軽微なものを除く。)
- 才二節 地下道と直通階段、地下の戸の関係

(地下道)

第八十九条 地下道は、次の各号にあってはまるものでなければならない。

- 一 幅は、六メートル以上、天井の高さは三メートル以上とすること。

二 行き止り部分のないこと。

三 各部分は、歩行距離三十メートル以内ごとに直通階段(傾斜路を含む。以下同じ。)で避難上有効に地上の道路又は公園若しくは広場の類(以下「地上の道路等」という。)に通じていること。

四 段又は二十分の一以上のこう配のないこと。

2 地下道の両側に地下の戸のない部分又は片側のみに地下の戸がある部分で、両側に地下の戸のある部分の避難又は通行に支障がないときは、前項才一号の規定にかかわらずその幅を四・五メートル以上とすることができ。

3 車馬の通行の用途に供する部分のある地下道の場合においては、才一項によるほか、両側に歩道を車馬と区別して設け、その幅を一の側に於いて三メートル以上としなければならない。ただし、地下の戸が片側のみにある場合においては、歩道をその地下の戸のある側のみとすることができ。

4 車馬の通行の専用にする地下道については、前項の規定の適用について「三メートル以上」とあるのは、「一メートル以上」と読み替えるものとする。

(地下道の直通階段)

第九十条 前項才一項才三号の直通階段は、次の各号にあってはまるものでなければならない。ただし、前項才三項及び才四項の地下道について

は、才一号の適用について、幅は、直通部分の幅を除いたものとする。

一 幅(近接して設ける二以上のものので、各の幅が一・五メートル以上あるものについては、それらの幅の合計)は、その直通階段までの歩行距離三十メートル以内の地下道の部分の最大の幅以上であること。

二 けあげは、十八センチメートル以下、踏みづらは、二十六センチメートル以上であること。(傾斜路の場合は、十分の一以下のこう配で表面とするが、又はすべらない材料で仕上げることを。)

(地下の戸と地下道又は直通階段との関係)

第九十一条 地下の戸は、次の各号の一にあってはまるものでなければならない。

- 一 地下道に二メートル以上接すること。
- 二 地上の道路等に通じ避難上有効に配設された専用の直通階段を二以上有すること。

2 前項才二号の直通階段は、地下の戸が二で、たがいに避難上有効に使用できる場合においては、共用することができる。

(直通階段までの歩行距離)

第九十二条 地下の戸の各部分から、地下道の直通階段又はその地下の戸に専用の地上の道路等に通ずる避難上有効な直通階段までの歩行距離

は、三十メートル以上としなければならぬ。

2 前条才一項才二号又は前項の規定による地下の戸に専用の直通階段は、幅一・八メートル以上で、かつ、才九十条才二号の規定にあてはまるものでなければならぬ。

(自動車車庫、倉庫又は機械室等に関する緩和)

第九十三条 地下の戸で自動車車庫、倉庫、変電室又は機械室その他これらに類する用途に供するものについては、居室の部分を除き、前条の規定の適用については、「三十メートル」とあるのは「六十メートル」と読み替えるものとする。

(専用の直通階段の幅の緩和)

第九十四条 地下の戸の床の面積の合計が三百平方メートル以下の場合には、才九十二条才二項の規定にかかわらずその専用の直通階段の幅は一・四メートル以上とすることができ

る。
(地下道の直通階段に接する出入口の禁止)

第九十五条 地下の戸は、地下道の直通階段の部分(踏場を含む。)又は直通階段の下端から三メートル以内の部分に出入口を設けてはならない。ただし、公衆便所、機械室又は電気室その他これらに類するものは、この限りでない。

(地下道境界線の標示)
第九十六条 地下道境界線は、タイ

ル、壁又は柱その他適当な方法で標示しなければならない。

(地上階のある建築物に対する制限の緩和)

第九十七条 地下建築物が地上階のある建築物の階で、次の各号の一にあてはまる場合においては才八十九条、才九十一条及び才九十二条の規定による制限を緩和することができ

- 一 食堂、便所、倉庫、自動車車庫、機械室又は変電室、その他これらに類するもので地上階と用途上不可分の関係のあるもの
- 二 地下の戸(前号に掲げるものを除く。)の数が三以下で、その床面積の合計が各百平方メートル以下であるもの

才三節 地下建築物の一般構造

(床)
第九十八条 地下の戸の床は、その接する地下道の境より低くしてはならない。

(地下の戸の各部分の地下道への突出の禁止)

第九十九条 地下の戸の各部分又は地下の戸に附属する看板若しくは広告物その他これらに類する工物作は、地下道境界線より突き出てはならない。

(壁、天井及び床の防湿)
第一百条 地下建築物の壁、天井及び床で土じょうに接する部分は防湿上有効な構造としなければならない。

(便所)
第一百一条 地下の戸には、便所を設けなければならない。

2 前項の便所は、くみ取便所としてはならない。

3 才一項の便所は、他の地下の戸と共同で設けることができる。
(下水溝のふた)
第一百二条 地下道に設ける下水溝その他これらに類するものは、摩損し難い材料で造られたふたでおおい、かつ、通行上支障のないようにしなければならない。

才四節 地下建築物の主要構造部
(主要構造部)
第一百三十三条 地下建築物の主要構造部は、耐火構造としなければならない。

(防火区画)
第一百四十四条 地下建築物で延べ面積が千五百平方メートルをこえるものは、延べ面積千五百平方メートル以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は甲種防火戸で区画し、その区画は、次の各号にあてはまるものでなければならない。

- 規模(単位平方メートル)
- 床面積 千をこえる階
- (1) 床面積 千以下の階

2 前項の換気設備は、その地下建築物内の居室の部分及び地下道に均等の効果を得るものでなければならない

一 区画は、才九十条から才九十二条までに規定された地上の通路等に通過する直通階段一以上を含む避難上支障のない配置とすること。

二 区画に設ける出入口は、避難に有効な随時開くことのできる自動閉鎖の甲種防火戸とすること。

2 前項才一号の規定は、地下の戸が開閉部がない耐火構造の壁又は不燃材料の壁で区画されている場合においては、その区画された部分のそれぞれについて適用する。

(地下の戸の仕切壁)
第一百五十五条 地下戸の仕切壁は、耐火構造とするか又は不燃材料で造らなければならない。

才五節 地下建築物の建築設備
(機械換気設備)
第一百六条 地下建築物には、次の表に定める才六十八条の機械換気設備を設けなければならない。ただし、(1)類にあてはまる規模のもので、位置及び各地下の戸の配置又は地上の状況により衛生上支障のない場合は、才三種換気設備とすることができる。

換気設備の種類
才一種換気設備
才一種又は才二種換気設備

(換気量)
第一百七条 前条の換気設備は、地下建

建築物の床面積一平方メートルごとに
毎時三十立方メートル以上の新鮮な
外気を供給するものでなければなら
ない。ただし、湿度調整装置を有
するときは、これを十立方メートル
以上とすることができる。

2 才一種換気設備を設けるときは、
常に給気量は、排気量以上としなけ
ればならない。

3 各地下の戸には、給気口又は排気
口を設けなければならない。

(換気設備の併用の禁止)

第百八条 才五十五条にいう興行場等
又はキャバレーの用途に供する地下
の戸の換気設備は他の地下の戸の換
気設備と併用してはならない。

(専用排気設備)

第百九条 ちゆう房、便所又は蓄電池
室には専用の排気設備を設けなけれ
ばならない。

(外気取入口、風道、給排気口及び換
気機械室)

第百十条 地下建築物の外気取入口、
風道、給排気口及び換気機械室は才
七十二条から才七十五条までの規定
を準用する。

(照明設備)

第百十一条 地下道は、その床面にお
いて平均十ルクス以上の照度を有
する照明設備を設けなければならない。
し。

(排水設備及びじんかいの処理)

第百十二条 地下建築物には、排水設
備を設け、かつ、じんかいの処理の方

法を講じなければならない。

(照明設備等の予備電源)

第百十三条 地下建築物の換気設備、
照明設備及び排水設備は、予備電源
を有するものとしなければならない。
し。

第四章 雑 則

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第百十四条 法才八十一条才四項の仮
設建築物で消火、避難に有効な職員
六メートル以上の空地を周囲に有す
るものについて行政主席が安全上及
び衛生上支障がないと認めて一ヶ月
以内の期間を定めて、その建築を許
可する場合においては、才三条、才
四条、才五十五条、才六十四条、才
六十六条から才七十七条まで、才八
十条、才八十二条、才八十五条の規
定を適用しない。

(風圧力)

第百十五条 規則才三章才九節の規定
によつて建築物の構造計算をするこ
きの風圧力は、規則才七十五条(同
条才二項但書を除く。)の規定によ
らなければならない。ただし、同条
の速度圧は次式によつて才三項中一
平方メートルにつき三百キログラム
は百八十キログラムとして計算する
ことができる。

$$q = 36 \sqrt{h}$$

h.....地盤面からの高さ
(メートル)

q.....速度圧(一平方メー
トルにつきキログラム)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○規則第五十二号

戸籍法施行規則の一部を改正する規
則を次のとおり定める。

一九五七年七月十二日

行政主席 当間 重剛

戸籍法施行規則の一部を

改正する規則

戸籍法施行規則(一九五七年規則才
二十五号)の一部を次のように改正す
る。

附録才十一号様式、附録才十二号様
式及び附録才十四号様式をそれぞれ次
のように改める。

出

出生届

昭和 年 月 日 届出 殿

受理 送付	年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 発送
	番 号	才 号	長 号
	年月日	昭和 年 月 日	
	番 号	才 号	

(一) 父母の本籍 又は国籍	番地		番地		戸籍記載	住民票記載
	筆頭者の氏名		筆頭者の氏名		調査票作成	住所地通知
(二) 父母の氏名	父	日本の国籍の場合 はその国籍	母	日本の国籍の場合 はその国籍		
	年 月 日		年 月 日			
(三) 父母の出生年月日	年 月 日		年 月 日			
(四) 出生当時の父母の職業 父母の結婚式の年月日	職業 父		母		結婚式の年月日	年 月 日
(五) 子の男女の別。氏名及び 嫡出子か否かの別	1男 2女	氏名		1嫡出子 2嫡出でない子	(男)	(女)
(六) 出生の年月日時分	昭和 年 月 日		午前 午後	時	分	
(七) 出生の場所						番地
(八) この出生届によつて 父母の新戸籍を編籍 するときは新本籍						番地
(九) 子の住所						番地
(十) 世帯主の氏名及び 世帯主との続柄	氏名				続柄	
(十一) その他の事項						
(十二) 届出人	本籍	番地	筆頭者の名 氏			
	住所	番地	届出人の 資格	1父 2母 3同居者 4医師 5助産婦 6その他の 立会者		
	署名 押印	印	届出人の出生 の年月日	年	月	日

婚 姻 届



市町村長

昭和

年

月

日届出

殿

受付

年月日
番号

年 月 日
才 号

戸記

籍載

住民票

更正

(一) 本籍又は国籍	番地		番地		調査票作成	住所地通知
	筆頭者の氏名		筆頭者の氏名			
(二) 氏名	日本の国籍のない夫場合はその国籍		日本の国籍のない妻場合はその国籍			
(三) 出生の年月日	年 月 日		年 月 日			
(四) 夫婦の称すべき氏、新戸籍編製ときは新本籍	1 夫の氏	新本籍	番地			
	2 妻の氏					
(五) 父母の氏名及び父母との続柄 養父母の氏名及び養父母との続柄は(内欄)に記入すること	夫の父		続柄	妻の父		続柄
	夫の母		続柄	妻の母		続柄
(六) 婚姻関係	夫	1. 初婚 2. 再婚	直前の婚姻の解消年月日	年 月 日	妻	1. 初婚 2. 再婚
(七) 結婚式直前の職業	夫		妻			
(八) 結婚式を挙げた年月日	年 月 日					
(九) その他の事項						
(十) 届出人	夫	住所	番地	署名押印		印
	妻	住所	番地	署名押印		印
(十一) 証人	本籍		番地	署名押印		印
	住所		番地	出生年月日	年 月 日	
	本籍		番地	署名押印		印
	住所		番地	出生年月日	年 月 日	

死 亡 届 長 殿 昭和 年 月 日届出	受理	年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日送達
	受付	番号	才 号	長 号
		年月日	昭和 年 月 日	
	送付	番号	才 号	

一 本籍又は両籍	筆頭者の氏名		戸籍記載	住民票除
	番地	日本の国籍のない場合はその国籍		
二 男女の別及び氏名	1男 2女	氏名	調査票作成	住所通知
三 出生の年月日	年 月 日	出生後三十日以内に死亡した場合はその出生時刻	午前 午後	時 分
四 死亡の年月日時分	昭和 年 月 日		午前 午後	時 分
五 死亡の場所	番地			
六 死亡者の住所	番地			
七 配偶関係 生存配偶者の出生の年月日	1.未婚 2.有配偶 3.死別 4.離別	出生の年月日	年 月 日	
八 職 業				
九 その他の事項				
出 届 出 人	本籍	番地	筆頭者の氏名	
	住所	番地	届出人の資格	1.同居の親族 2.その他の同居者 3.家主 4.地主 5.家屋管理人 6.土地管理人
	署名印	印	届出人の出生の年月日	年 月 日

○規則第五十三号
毒物及び劇物取締法（一九五四年立法第四十一号）別表才一才十九号、別表才二才五十八号及び才十三才六号の規定に基づき、毒物及び劇物指定規則を次のように定める。

一九五七年七月十二日
行政主席 当間 重剛
毒物及び劇物指定規則

(毒物)

第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表才一才十九号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。

一 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

二 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤

三 燐酸ナトリウムを主たる成分とする物であつて、砒素又は砒素化合物を含有するもの。ただし、砒素として〇、一〇以下を含有するものを除く。

(劇物)

第二条 法別表才二才五十八号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。

一 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤

二 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘ

キサヒドロシメタノナフタリン五
 第以下を含有するものを除く。
 三 ヘキサクロロエボキシオクタヒ
 ドロエンドエキソジメタノナフタ
 リン及びこれを含有する製剤。た
 だし、ヘキサクロロエボキシオク
 タヒドロエンドエキソジメタノナ
 フタリン五第以下を含有するもの
 を除く。
 四 硝酸タリウム及びこれを含有す
 る製剤。ただし、硝酸タリウム
 ○・三第以下を含有し、黒色に着
 色され、かつ、トウガラシエキス
 を用いて著しくからく着味されて
 いるものを除く。
 五 硫酸タリウム及びこれを含有す
 る製剤。ただし、硫酸タリウム
 ○・三第以下を含有し、黒色に着
 色され、かつ、トウガラシエキス
 を用いて著しくからく着味されて
 いるものを除く。
 六 砒化亜鉛及びこれを含有する製
 剤。ただし、砒化亜鉛一第以下を
 含有し、黒色に着色され、かつ、
 トウガラシエキスをを用いて著しく
 からく着味されているものを除
 く。
 七 二臭化エチレン及びこれを含有
 する製剤。ただし、二臭化エチレ
 ン五〇第以下を含有するものを除
 く。
 八 一・四・五・六・七・ベンタク
 ロロ一三・四・七・七・一・チト
 ラヒドロ一四・七・一(八・八・一)シ

クロロメタノ)ーインデン及びこ
 れを含有する製剤。ただし、一・
 四・五・六・七・ベンタクロロ
 三・四・七・七・一・チトラヒド
 ロ一四・七・一(八・八・一)シクロ
 メタノ)ーインデン二〇第以下を
 含有するものを除く。
 九 クロロメチル及びこれを含有す
 る製剤。ただし、容量三〇〇立方
 センチメートル以下の容器に収め
 られた殺虫剤であつて、クロルメ
 チル五〇第以下を含有するものを
 除く。
 十 砒化水素酸及びこれを含有す
 る製剤
 十一 シメチル二・二・シクロロビ
 ニルホスフェイト及びこれを含有
 する製剤
 十二 トリエタノールアンモニウム
 二・四・シニトロ一六(一)一メ
 チルプロピル)ーフエノラート及
 びこれを含有する製剤
 2 硝酸タリウム、硫酸タリウム又は
 砒化亜鉛が均等に含有されていない
 製剤に関する前項才四号ただし書、
 才五号ただし書又は才六号ただし書
 に規定する百分比の計算について
 は、当該製剤一〇グラム中に含有さ
 れる硝酸タリウム、硫酸タリウム又
 は砒化亜鉛の重量一〇グラムに対す
 る比率によるものとする。
 (着色すべき農薬用劇物)
 第三条 法才十三条才六号の規定に基
 き、次に掲げる劇物を毒物及び劇物

取締法施行規則で定める方法により
 着色すべき劇物に指定する。
 一 硝酸タリウムを含有する製剤た
 る劇物
 二 硫酸タリウムを含有する製剤た
 る劇物
 三 砒化水素酸を含有する製剤たる劇
 物
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。
 ただし、才二条才一項才一号から才三
 号まで及び才六号並びに才三条才三号
 の規定は、公布の日から起算して六十
 日を経過した日から施行する。
 ○規則第五十四号
 毒物及び劇物取締法施行規則の一部
 を改正する規則を次のように定める。
 一九五七年七月十二日
 行政主席 当閣 重剛
 毒物及び劇物取締法施行規
 則の一部を改正する規則
 毒物及び劇物取締法施行規則(一九
 五四年規則才七十四号)の一部を次の
 ように改正する。
 別表才二中才十五号を才十七号とし
 才八号から才十四号までを二号ずつ繰
 下げ才七号の次に次の二号を加える。
 八 シメチルエチルメルカプトエチ
 ルチオホスフェイト及びこれを含有
 する製剤
 九 モノフルオール酢酸アミド及び
 これを含有する製剤

この規則は、公布の日から施行する。
 附 則
 告 示
 ○告示第百十三号
 一九五四年十月十五日付告示才一七
 七号及び一九五六年二月二十一日付告
 示才五六号で指定した宜野湾村の保安
 林について指定事項中左記のとおり訂
 正する。
 一九五七年七月十二日
 行政主席 当閣 重剛
 記
 1 一九五四年十月十五日付告示才一
 七七号の分
 イ 字嘉敷後原九〇三番(所有者
 は、九〇〇番に訂正する。
 ロ 全字全原八九七番(所有者
 は、全地番が重複しているので、
 全字最後の八九七番は削除する。
 ハ 字真栄用とあるのは、字真栄原
 に訂正する。
 2 一九五二年二月二十一日付告示才
 五六号の分
 イ 字伊佐上原五七一番の(所有者
 は、宮城善正に訂正する。
 ○告示第百十四号
 生活保護法(一九五三年立法才五十
 五号)才四十九条才二項の規定によ
 り、医療機関を次のとおり指定する。
 一九五七年七月十二日
 行政主席 当閣 重剛

医科の部
 名 称 診療科名 医師氏名 所在地
 照屋診療所 外科、内科、小児科 照屋善助 コサ市字胡屋一、二六五番地

○告示第百十五号

電波法才十二条の規定により、次のように無線局の免許を与えた。

一九五七年七月十二日

行政主席 当 間 重 剛

免許人の氏名又は名称(免許の年月日及び番号) 無線局の種類及び設置場所(主たる停泊港) 呼出符号及び空中線電力 電波の型式 周波数(KC)
 合資会社旭サルベージ 船 船 局 WZ二八〇六 A三 二一八二
 (才五十一号) 才五十一号 天王山丸(馬天) 二五W 二五八五
 二六三八

○告示第百十六号

次の無線局について、下記のように変更があつた。

一九五七年七月十二日

行政主席 当 間 重 剛

無 線 局 免許の年月日及び番号 変更年月日 変更事項
 久高安短所属才三 一九五七年三月七日 一九五七年 無線局の名称を
 平運丸 船舶局 才三 四 号 六月十一日 才三平運丸船
 船舶局に変更

公 示

家畜伝染病予防法才六条により、豚コレラ 豚コレラ 予防注射を左のとおり実施する。
 一九五七年七月十二日

行政主席 当 間 重 剛

記

市町村名	目的	注射予定頭数	使用液量	期 日
伊江村	豚コレラ 発生防止	一、九〇〇頭	コ一、四〇〇CC	自八月十三日 至 十七日
羽地村	"	一、五〇〇	コ九、〇〇〇	自八月廿日 至 廿二日
屋我地村	"	六〇〇	コ三、六〇〇	自八月廿三日 至 廿四日

計	知念村	小那覇支所	真和志市	石川市	宜野湾村	勝連村	屋部村
一八、〇〇〇	一、五〇〇	一、六〇〇	二、五〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	二、三〇〇	一、一〇〇
丹五九、〇〇〇	丹五、〇〇〇	丹五、五〇〇	丹八、〇〇〇	丹六、五〇〇	丹九、五〇〇	丹七、五〇〇	丹四、〇〇〇
	至 廿二日	自八月廿日 至 十五日	自八月廿七日 至 廿九日	自八月廿七日 至 廿九日	自八月廿七日 至 廿九日	自八月廿六日 至 十六日	自八月十三日 至 卅日

辭 令

○裁判所 楚南兼正
 裁判所調査官に任命する
 七級一号俸を給する
 上訴裁判所事務局長調査課勤務を命ずる
 一九五七年七月五日

公 告

○登記公告
 ◎株式会社変更(支店)
 一、商号 琉球石油株式会社
 一、本店 那覇市若狭町式丁目式拾貳番地
 一、登記事項

取締役全員任期満了の処巻九五七年五月式拾九日才六回定時株主総会に於て取締役稲嶺一郎全仲尾次彌善全佐辺良夫全新垣正栄全山城栄徳全中山良輔全前田義次全宮城善兵全福里芳夫全平良雄良は取締役任再選せられ同日重任し取締役玉城仁榮は同日退任し同日才六回定時株主総会に於て左記の者新に取締役に選任せられ同就任した
 取締役真和志市宇松川式百六拾四番地長嶺彦昌同日取締役に於て取締役稲嶺一郎は代表取締役任再選せられ同日重任した
 監査役全員任期満了の処巻九五七年五月式拾九日才六回定

時株主総会に於て監査役大山
朝常全国場幸吉は監査役に再
選せられ同日重任した
壹九五七年六月拾九日登記
宮古登記所

○株式会社変更

一、商号 東運輸株式会社

一、本店 石垣市宇登野城六百拾五
番地

一、昭和参拾貳年六月貳拾参日株主総
会の決議に因り資本総額並に壹株
の株金額を増加し左記の通り変更
同日増額株金額才壹回払込みを完
了した

資本の総額金 参百九拾万円也

壹株の金額金 参万円也

増額株金才壹回払込みたる金額

壹株に付金貳千五百円也

右昭和参拾貳年六月貳拾七日登記

八重山登記所

発行所

行政主席官房文書課

(共同印刷社印行)